

議案第90号

みやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年12月 8日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、佐賀県人事委員会の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給与改定に準じて町長、副町長及び教育長の手当の額の改定を行うため、議会の議決を求めるものである。

みやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(みやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 みやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例（平成17年みやき町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 みやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例（平成17年みやき町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後のみやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 第1条の規定による改正後の給与条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

みやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第6条 前条の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第6条 前条の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の155、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

みやき町長、副町長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>第6条 前条の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の157.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第6条 前条の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の155</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>